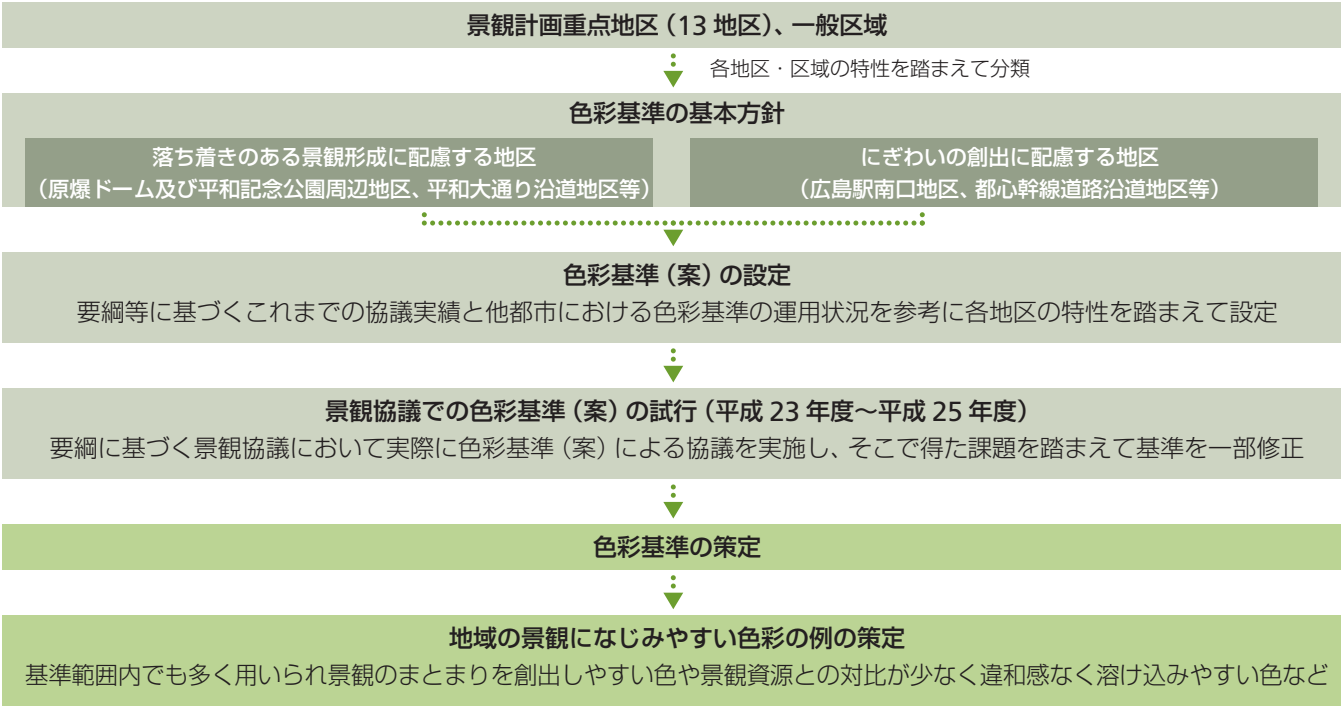


第3章 地区・区域ごとの景観色彩

1 色彩選定の基本的考え方

(1) 色彩基準及び地区の景観になじみやすい色彩の策定に当たって

本ガイドラインで紹介する色彩基準や地区の景観になじみやすい色彩の例は、以下のような過程を経て、慎重に策定しています。



(2) 色彩基準策定の考え方

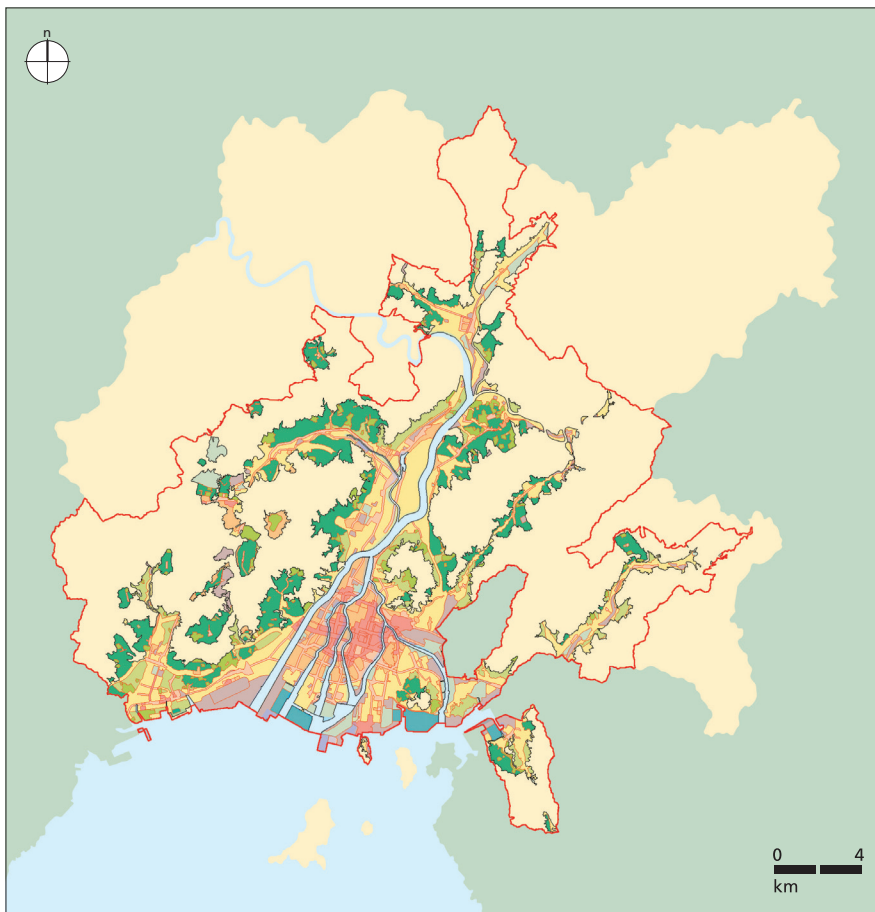
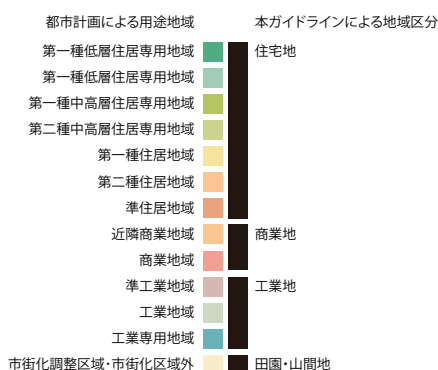
景観計画における色彩基準は、景観計画重点地区（13 地区）及び一般区域の景観を「落ち着いた景観形成に配慮する地区」と「にぎわいの創出に配慮する地区」に分類し、建築物等の外観を構成する外壁、屋根、工作物の基準を組み合わせながら、各地区・区域にふさわしい色彩のあり方を基準として定めたものです。

景観の基本特性	建築物の外壁 工作物の外観			建築物の屋根	工作物	
	基調色	補助色	強調色		自動販売機	日よけ、雨よけ等
落ち着いたある 景観形成 に配慮する地区	【彩度の制限概要】				落ち着いた色に統一 ・ 5Y7.5/1.5 ・ N9 ・ 茶系色 (暖色系色相、 明度 4 以下、 彩度 4 以下)	中彩度範囲までに抑制 ・ 暖色系 8 以下 ・ 寒色系 6 以下
	低彩度色を基調 ・ 暖色系 4 以下 ・ 寒色系 1 以下	中彩度範囲までに抑制 ・ 暖色系 6 以下 ・ 寒色系 2 以下	使用位置を限定 ・ 10m 以下の低層階 (色彩の範囲は定めない)	低彩度色を基調 ・ 暖色系 4 以下 ・ 寒色系 1 以下		
	【明度の制限概要】					
厳しめの基準	高明度色を基調 ・ 4 以上	極端な低明度色を抑制 ・ 3 以上 (一部地区に限る)	使用位置を限定 ・ 10m 以下の低層階 (色彩の範囲は定めない)	極端な高明度色を抑制 ・ 6 以下		
にぎわいの創出 に配慮する地区	【彩度の制限概要】				制限を行わない	【彩度の制限概要】 高彩度色を抑制 ・ 全色相 10 以下 (一部地区に限る)
	高彩度色を抑制 ・ 暖色系 6 以下 ・ 寒色系 2 以下	使用位置を誘導 ・ できるだけ低層階で用いる (色彩の範囲は定めない)		高彩度色を抑制 ・ 全色相 6 以下		
	【明度の制限概要】					
緩やかな基準	極端な低明度色 を抑制 ・ 3 以上	使用位置を誘導 ・ できるだけ低層階で用いる (色彩の範囲は定めない)		制限を行わない		

(3) 地域・地区区分

一般区域

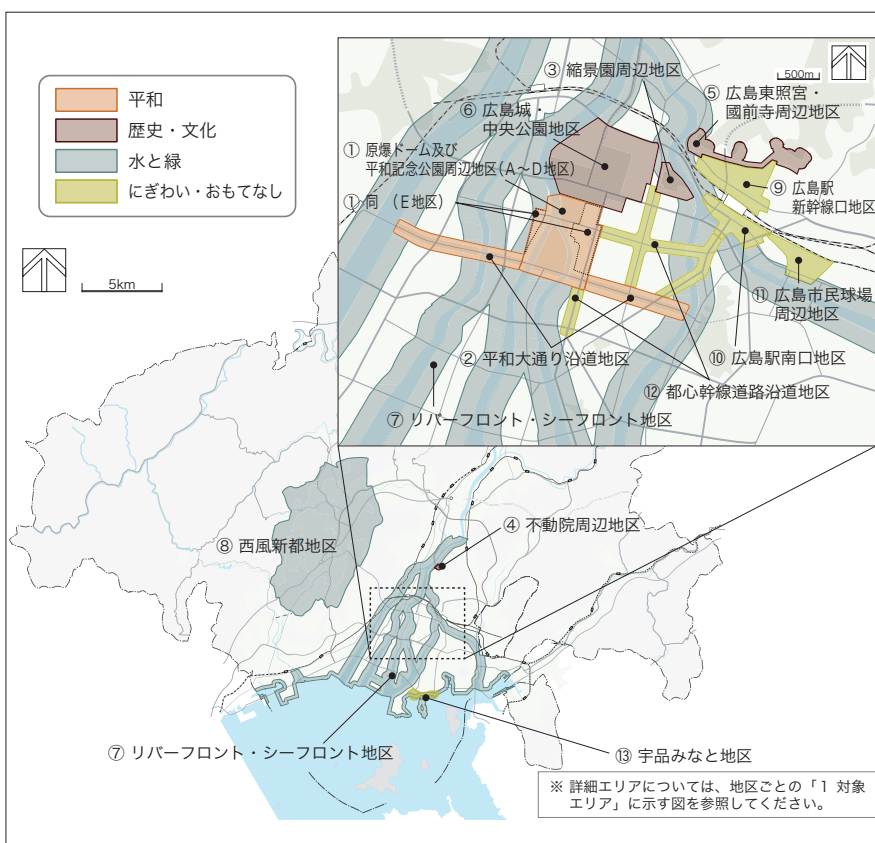
- ・景観計画では、広島市全域を景観計画区域とし、建築物や工作物の色彩基準等を定めています。
- ・このうち、景観計画重点地区を除く市域を一般区域として、景観形成を進めていきます。
- ・本ガイドラインでは、一般区域を都市計画・用途地域に沿って4つの地区に区分し、色彩の考え方や地区の景観になじみやすい色彩の例などを挙げています。



広島市都市計画図

景観計画重点地区

- ・景観計画では、全市的に良好な景観づくりを進めるに当たり、景観上重要かつ象徴的、代表的な地区から先導的な取組を進めるために13の重点地区を設定しています。
- ・本ガイドラインでは、これらの地区について色彩基準を提示するとともに、色彩の考え方や地区の景観になじみやすい色彩の例などを挙げています。



景観計画重点地区の位置図